

## 行動計画の構成・策定体制について

## 1 構成

「行政主体の行動計画」と「市民主体の行動計画」の2部構造とする。

## 2 行動計画策定体制

市民主体の計画部分を作成する「庁外作業部会」、行政主体の計画部分を作成する「庁内調整会議」、両計画案を協議・調整する「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画策定委員会」をそれぞれ設置する。

## (1) 庁外作業部会

エイジフレンドリーシティの8つのトピックに関連し、市民が計画段階、実施、検証段階において、主体的に取り組みやすい具体的なテーマについて、ワーキング形式で課題解決や新たな取組について協議し行動計画（案）にまとめる。委員は、テーマに関連する高齢者、民間事業者、有識者、一般公募市民などで構成する。

## (2) 庁内調整会議

各部局の事業をエイジフレンドリーの8つのトピックの視点から点検し、各事業のグレードアップを図るため、目標値を明確にし、行動計画（案）にまとめる。委員は関係部局職員で構成する。

## (3) 行動計画策定委員会

庁外作業部会と庁内調整会議から提示される行動計画（案）を協議・調整するため、行動計画策定委員会を設置する。委員会は、学識経験者、各団体関係者、一般公募市民、庁外作業部会委員、秋田市エイジフレンドリーシティ構想推進協議会委員、市関係部局職員等により構成される。

